

住宅用家屋証明書

| | |
|------------|---|
| 租税特別措置法施行令 | (イ) 第41条 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外 (a) 新築されたもの (b) 建築後使用されたことのないもの |
| | 特定認定長期優良住宅 (c) 新築されたもの (d) 建築後使用されたことのないもの |
| | 認定低炭素住宅 (e) 新築されたもの (f) 建築後使用されたことのないもの |
| | (ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの) |

の規定に基づき、下記の家屋〔令和 年 月 日 { (ハ) 新築 }
{ (ニ) 取得 }〕が、この規定に該当
するものである旨の証明をします。

| | |
|--------------------|----------|
| 申請者の住所 | 利根郡片品村大字 |
| 申請者の氏名 | |
| 家屋の所在地 | 利根郡片品村大字 |
| 取得の原因 (移転登記の場合) | |

証明第 号

令和 年 月 日

利根郡片品村長 梅澤志洋